

東浦町と三河ベイフットボールクラブ株式会社とのホームタウン  
パートナーシップに関する連携協定書

東浦町（以下、「甲」という。）及び三河ベイフットボールクラブ株式会社（以下、「乙」という。）は、甲を乙のホームタウンとし、相互の連携及びスポーツを通じた地域の活性化等を図るため、以下のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携して、ホームタウンとしての活動を推進するとともに、スポーツを通じた地域の活性化等を図り、もって相互の発展及び充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 子どもや高齢者、障がい者等の支援に関すること。
- (5) FC刈谷を応援する機運の醸成に関すること。
- (6) その他地方創生、地域の活性化に関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の有効期間内及び有効期間後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも解除の申し出がない場合は、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（解除）

第7条 甲及び乙は、前条の有効期間に関わらず、解除予定の日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月29日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地  
東浦町  
東浦町長

神谷明彦

乙 愛知県刈谷市一ツ木町8丁目11番地12  
三河ベイフットボールクラブ株式会社  
代表取締役社長

佐々木賢二